

定例庁議次第

令和5年9月26日
役場2階大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審議事項
なし

4. 報告事項
(1) インボイス制度の開始に伴う対応について(企画財政課 米沢課長)【資料番号1】

5. 議案事項
なし

6. その他

7. 閉会

9月26日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【2. 報告事項】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 企画財政課長 米沢 弘幸

【件 名】

インボイス制度の開始に伴う対応について

【目 的】

令和5年10月1日より開始されるインボイス制度についての対応方法について報告するものです。

【概 要】

1. インボイス制度とは

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、令和元年10月1日から消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことを契機として実施されることになった制度であり、適格請求書（インボイス）とは、事業者同士の取引における「売手」が「買手」に対して交付する正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書、納品書、領収書やレシート等を指します。

現行の請求書の記載項目に加え、インボイスでは「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要となります。

2. インボイス制度開始に伴う町の対応について

(1) インボイスの交付

- ・ 取引先（課税事業者）の求めに応じ、インボイスを交付する。
 - ※ インボイスを交付する取引先は消費税の仕入税額控除を行う課税事業者であり、事業者がインボイスの交付を求めてきた場合に交付します。

発行方法は以下の3つの方法とします。

ア 財務会計システムで交付する場合

- インボイス制度対応の改修により、財務会計システムの調定票からインボイス情報を入力すると【納入済通知書】にインボイスに必要な事項が記載されるようになります。後日、税務会計課からの収入票に領収印が押された【納入済通知書】が添付されますので、その通知書を原課から取引先に交付してください。

イ 複写式の領収書で交付する場合

- 現在、コピー代など手書きで複写式の領収書を使用している場合は、様式がインボイス対応していないのでD-Neoに載せるエクセルファイルを使用し

てください。取引先に納入通知書を渡し、税務会計課の窓口で支払い後、その場でインボイスを税務会計課から取引先に交付します。

ウ 上記以外の方法で交付する場合 例) 任意の様式など

→ その様式に登録番号【T6000020103454】及び【消費税額 10% ○○円】の記載を追加し、原課から取引先に交付してください。

※ いずれの場合でも消費税の端数は切り捨てします。吉岡町役場の課税取引で8%の軽減税率が適用されるものはないので、消費税10%のみ想定しています。

(2) インボイスの保存

- ・ インボイスを交付した場合、その交付した写しを7年間保存する必要があります。電子帳簿保存法により紙ではなく電子データで保存することが認められています。

(1) で示したインボイスの交付方法別の保存方法は以下のとおりとします。

ア 財務会計システムでインボイスを交付した場合

→ インボイスの発行情報が財務会計システム上で保存されますので、新たに保管簿冊の登録やインボイスの写しを保存する必要はありません。

イ エクセルのファイルを使用して交付した場合

→ 各課で管理し【インボイス発行リスト】のシートで一覧表を作成し、共有で電子保存をしてください。新たに保管簿冊の登録やインボイスの写しを保存する必要はありません。

ウ 任意の様式を使用して交付した場合

→ 交付したインボイスの写しを紙又はスキャンの電子保存で10年間保存するか、交付したインボイスの一覧表を作成し電子保存してください。

※ 電子帳簿保存法…税法上保存が必要な帳簿(国税関係帳簿)や領収書・請求書など(国税関係書類)を、紙ではなく電子データ(電磁的保存)で保存することを認める制度です。

【備考】

財務会計システムのインボイス対応のマニュアルとインボイス対応のエクセルファイルはD-neoに載せてあります。